

# 民法一部改正法案（選択的夫婦別氏制） 概要

## 【立法趣旨】

- ◎婚姻によって氏を改めることによる社会生活上の不利益の防止が必要
  - ◎氏は個人のアイデンティティの重要な要素であり、これを保持する人格的利益を保護すべき
  - ◎戸籍制度は、国民の親族的身分関係を登録・公証する唯一の制度
- ①婚姻前の氏を婚姻後も「氏」としてそのまま使い続けられるようにすべき
- ②現行の戸籍制度は維持すべき

⇒戸籍制度を維持しつつ②、①を達成するため選択的夫婦別氏制を導入

## 1. 夫婦の氏 ～選択的夫婦別氏制～

### 【夫婦同氏制】

夫の氏／妻の氏で統一

### 【選択的夫婦別氏制】

- 選択可
- ・夫の氏／妻の氏で統一
  - ・各自婚姻前の氏を使用  
…戸籍筆頭者を定める

## 2. 子の氏 ～別氏夫婦の子の氏は戸籍筆頭者の氏に統一～

### ① 嫡出子の氏

父母の氏

〔※出生前に父母が離婚したとき  
…離婚時の父母の氏〕

○同氏夫婦の子…現行どおり

○別氏夫婦の子(※)  
…戸籍筆頭者(婚姻時に定める)である  
父又は母の氏  
〔※子(兄弟姉妹)の氏は統一〕

### ② 養子の氏

養親の氏

○同氏夫婦の子…現行どおり

○別氏夫婦の子(連れ子養子を含む)(※)  
…戸籍筆頭者(婚姻時に定める)である  
養親(又は連れ子の親)の一方の氏  
〔※子(兄弟姉妹)の氏は統一〕

### ③ 子の氏の変更

父又は母と氏が異なるとき  
…家裁の許可を得て父又は母の氏に変更可

○同氏夫婦の子…現行どおり

○別氏夫婦の子  
…未成年の場合には「特別の事情」  
があるときに限り変更可

## 【附則】

- 施行日：公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日
- 施行日までに、下記の方針に従い戸籍法を改正するほか、必要な法制の整備等を実施
  - ① 現行の戸籍の編製基準(夫婦及びその子を単位として編製)は維持すべきこと。
  - ② 別氏夫婦の戸籍における氏名の記載順序は、戸籍筆頭者、配偶者、子の順序によること。
- 経過措置：施行前に婚姻によって改氏した夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、施行日から1年以内に届出により復氏可能